

相談支援従事者初任者研修（全課程）受講にあたっての注意事項

定員が限られていますので、全課程にお申込みの際は、下記の点について十分ご理解をいただき、資格取得後に相談支援専門員として働く予定のない方や、障害福祉分野の一般的な学びのみを目的とした方がお申込みされることのないようにしてください。

1 資格取得後の実務経験について

現在の制度では、相談支援専門員の資格を継続していくには、初任者研修受講後の翌年度からの5年度ごとに「現任研修」を受講することが必要です。

この現任研修を受けるには「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現任研修修了者であって現に相談支援等の業務に従事していること」が必要です。

初任者研修受講後、実際に相談支援専門員として働く機会のない方は、現任研修を受けることができませんのでご留意ください。

※ 現任研修を受講できなかった場合、資格は失効しますので、相談支援専門員として従事するためには、初任者研修の再受講が必要です。

2 インターバル期間の実習について

本研修では、各日程に加えて 研修4日目(8/9)～5日目(9/12) 及び 5日目(9/12)～6日目(10/17) の各インターバル期間で「実習」に取り組んでいただきます。
実習は次の内容を予定しています。

① 4日目～5日目 (8/9～9/12)	自身がかわる障害当事者を実際に訪問し、その人が望む生活の実現に向けて情報収集・アセスメントを行う。
② 5日目～6日目 (9/12～10/17)	研修修了後に相談支援専門員として従事する予定の市町の社会資源や地域課題を調査する(市町の相談支援体制や地域生活支援拠点の設置状況、サービス提供状況、自立支援協議会の活動状況等)。 ※市町の基幹相談支援センターの職員や主任相談支援専門員等から学んでくることを想定。
③ 5日目～6日目 (9/12～10/17)	各自が取り組んだ事例について、演習で得られた気づきをもとに再度アセスメントを実施するとともに、サービス等利用計画(案)の作成を行う。

上記内容について、ご不明な点・ご質問があれば、下記までご連絡ください。

県障害保健福祉課 TEL076-225-1428 担当：石田